

相馬市告示第69号

相馬市下水道工事指定店規則（平成13年相馬市規則第5号）第6条第1項第4号の規定により、相馬市下水道工事指定店として下記のとおり異動したので告示する。

令和8年4月30日

相馬市長 阿部 勝弘

記

| | |
|------------------|-----------------|
| 指 定 番 号 | 第37号 |
| 工事指定店名 | 恒栄総合設備株式会社 |
| 工事指定店 の 所 在 地 | 南相馬市原町区小川町670番地 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 小林 永治 |